



R. I. D. 2740 JAPAN

佐世保ロータリークラブ

2007～2008年度テーマ ROTARY SHARES — ローターは分かちあいの心 —
2007～2008年度 R.I.会長 ウィルフリッド J. ウィルキンソン

SASEBO WEEKLY

会 長・大神 邦明 幹 事・中村 徳裕

事務所・佐世保市島瀬町10-12 親和銀行本店内

例会場・佐世保玉屋8階（毎週水曜日）

TEL 0956-22-7720 FAX 0956-25-6323

TEL 0956-23-8181

平成 20 年 6 月 4 日

第 2,843 回例会

NO 45

《本 日》会員数 82名(出席免除会員 23名)・出席 52名・免除者出席 11名・欠席 19名・ビジター 2名・出席率 63.40%

《前々回》会員数 82名(出席免除会員 23名)・出席 43名・メークアップ 16名

修正出席率 100.00%

会 長 挨 拶

会長 大神 邦明 君

6月に入りました。私達現執行部も今月でその任を終了するのですが、嬉しくもあり又何か1つ過ぎ去って行く淋しさも心のどこかにか感じるものもあります。

それよりも今月を間違いなくしっかりと遂行することが肝要と思います。どうぞ皆様、ご協力のほどお願い申し上げます。申し添えますが、中村幹事、有蘭副幹事の2名は、仕事が多忙にもかかわらず、何一つ欠ける事なく現体制を下支えしてくださっています。本当に感謝申し上げます。最後までよろしくお願い致します。

6月1日(日)は空き缶回収奉仕に参加してまいりました。参加くださった12名の方、ご苦勞様でした。

〔理事会報告〕

- 2010～2011年度RI会長の2008～2009年度指名委員会
第4ゾーンからの委員候補者選出について
南園義一氏とする
- ミャンマーサイクロン災害、中国地震災害義援金について
82,000円（会員1人あたり1,000円）
ニコニコボックス会計から拠出する
- ロータリー青少年交換研究会「長崎会議」について

余剰金423,781円使途について
特別会計繰越金会計に入れる

- 職業奉仕委員会 職場訪問決算書について
- 日本赤十字社長崎県支部佐世保市地区 地区長 朝長則男様より赤十字事業への協力について
継続協議とする
- クラブ協議会について
18日 会長 副会長 クラブ奉仕委員長
25日 職業奉仕委員長
社会奉仕委員長
国際奉仕委員長
新世代担当
- 6月例会プログラムについて
4日 佐世保市国民健康保険課
係長 大坪健一様
「後期高齢者医療制度について」
11日 SSK THP 心理相談委員
高梨真由美 様
「メンタルコントロール」について
18日 クラブ協議会
25日 クラブ協議会
- 第13回最終理事会日程について
7月7日(月) 17:00～
- その他
平戸街道の看板を修理する 古賀広告美術社へ依頼

以上、すべて承認されました。

例会記録

- 国歌「君が代」
- ロータリーソング「奉仕の理想」
- 卓話者
佐世保市役所 国民健康保険課
庶務係長 大坪 健一様
瀬尾 義昭様
中尾 崇様
- ビジター
福岡西RC 富永 雅也君
佐世保中央RC 中村 貴君

幹事報告

幹事 中村 徳裕君

1. 第2740地区ガバナー 野口 清君
(1)広報担当者用ガイドブック「広報(Public Relations)とは…」配布について
(2)2007～2008年度 社会奉仕委員会アンケート結果報告について

2. 第2740地区ガバナーエレクト

鈴木 泰彦君

米山記念奨学委員会次年度委員長

北郷 雅子さん

2008～2009年度「米山奨学生卓話派遣」アンケートのお願い
締め切り／6月30日

3. 日本赤十字社長崎県支部佐世保市地区

地区長 朝長 則男様

赤十字事業への協力について(お願い)

4. (財)佐世保地域文化事業団理事長

平山 祐次様

アルカスSASEBO情報誌「コンパス夏号」送付のお知らせ

委員会報告

地域発展委員会 委員長 菅沼宏比古君

6月1日(日)空き缶回収キャンペーンが実施されました。大神会長はじめ、多くの会員の皆様にご参加いただきありがとうございました。

(2)

大神 邦明 会長、梅村 良輔 副会長
中村 徳裕 幹事、佐保 榮君
井手 孝邦君、米倉洋一郎君、石井 正剛君
千住 雅博君、中川内真三君、原口 増穂君
幸良 秋夫君、菅沼宏比古君



朗遊会より

米倉洋一郎君

6月14日(土)の役員交代式記念コンペへの参加
よろしくお祈いします(カード参加OKです)。

ニコニコボックス

親睦活動委員会 木村 公康君

福岡西RC 富永 雅也君

久しぶりのメイクアップをさせていただきます。

佐世保中央RC 中村 貴君

初めまして、本年度5月に中央RCに入会いたしました中村貴と申します。早岐で医院開院しております。これからもどうぞ宜しくお願いいたします。

大神 邦明 会長、福田 金治 君

千住 雅博 君、坂田 慎吾 君

大坪健一さんの卓話に期待しています。

遠田 公夫 君

富永雅也さんのご来訪を歓迎いたします。

安福鴻之助 君

日曜日、快晴で超満員の神宮球場に東京六大学野球、早慶第二回戦の観戦(応援)に行つて来ました。

小川さんの次男が慶応の選手としてベンチ入りしていたからです。残念ながら当日は出場の機会には恵まれませんでしたが、その試合はハンカチ王子、斉藤くんが2本のホームランを浴びせ、慶応が2-0で勝利、50年ぶりに学生気分を満喫しながら応援歌を歌って来ました。

福田 金治 君

出席100%表彰ありがとうございました(先週欠席しましたので)。

◇

ニコニコボックス	本日合計	12,000円
	累 計	821,000円

《《《ロータリー3分間情報》》》

ロータリー情報委員会 委員長 高田 俊夫 君

■「出席規定の免除」の正しい内容について

「出席規定の免除」というのは、定款第12条第4節で、会員の資格を失わない為には、「メーカーアップを含む例会出席率が50%以上」、「ホームクラブ例会出席率が上期・下期ともに30%以上」、「連続4回例会を欠席しない」という規定があります。

これらの規定の適用を免除してもらい、会員の資格が無くならない様にするのが「出席規定の適用免除申請」という行為です。

この申請を出来る方は、定款第9条第3節と第4節で、(1) 理事会の承認する条件と事情による欠席(例えば、病気、ケガで長期休会する場合)、(2) ロータリー歴と年齢が85年以上、(3) RIの役員(当地区ではガバナー)の方々です。

以上の記述で分かる様に「出席規定の免除」というのは、例会に出席しないが良いという「権利」ではなく、例会に出席できず、これらの定款の規定に違反した場合でも「会員資格」を失わないで良い為の規定です。

《《《卓 話》》》

『後期高齢者医療制度について』

佐世保市役所国民健康保険課

係長 大坪 健一 様



●後期高齢者医療制度がつくられた理由

- 従前の制度では、現役世代と高齢者世代の負担について、不明瞭な部分があった。
- 少子高齢化の進展や老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、今後とも国民皆保険を持続可能なものとするため、現役世代、高齢者世代を通じて負担が明確で公平な制度とするため後期高齢者医療制度が創設された。
- 後期高齢者医療制度においては、一部負担金を除く医療費について、次の割合で賄われることとなっている。
 - 約5割：公費(国・県・市町村)
 - 約4割：75歳未満の世代からの支援金(各医療保険者が拠出)
 - 約1割：被保険者の保険料

●今までの老人保健制度と後期高齢者医療制度の違い

- 平成20年3月までは、75歳以上の方は、自営業者等が加入する国民健康保険や会社員やその扶養者が加入する健康保険など、各医療保険に加入した上で「老人保健制度」において医療の給付を受けていた。
- 後期高齢者医療制度(平成20年4月から)は、平成20年3月まで加入していた国民健康保険などの医療保険を脱退して、新た

に創設された後期高齢者医療制度に加入し、医療の給付を受けることとなった。

(老人保健制度)

資格：国保などの各医療保険に加入
保険料：国保などの各医療保険に支払い
医療給付：市町村



(後期高齢者医療制度)

資格：後期高齢者医療広域連合に加入
保険料：後期高齢者医療広域連合に支払い
医療給付：後期高齢者医療広域連合

●広域連合と市町村の役割

- 後期高齢者医療制度においては、都道府県ごとに全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が設置されており、市町村との連携のもと、当該広域連合がその運営を担っている。
- 広域連合の主な役割：保険料の決定、医療の給付
- 市町村の主な役割：各種申請・届出の受付、保険証の引き渡し、保険料の徴収

●後期高齢者医療制度の対象者（生活保護受給者は除く。）

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方（選択制：認定を受ける必要あり。）

●保険証

- 新しい保険証が1人に1枚交付される。
※老人保健制度においては、各医療保険が発行する保険証と市町村が発行する老人医療受給者証の2種類があった。

●医療給付と窓口負担

- 医療の給付は、高額医療費を含め老人保健と原則同じ。

※診療報酬については、一部、後期高齢者の特性に応じた内容を別に算定している。（これにより、従前受けられていた医療が受けられなくなるものではなく、選択制となっている。）

- 医療機関等の窓口での負担も老人保健と同じ。

※原則1割負担。ただし現役並み所得者は3割負担。

- 新たに高額医療・高額介護合算制度が創設された。

●保険料

- 保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計。
- 保険料を算定する保険料率は、原則として県内均一で、最高限度額は50万円。
- 長崎県後期高齢者医療広域連合の保険料率＝「均等割42,400円」＋「所得割7.8%」
※低所得の方に対する7割・5割・2割の軽減制度が設けられている。
※20年度と21年度の2ヵ年間の保険料率
- 保険料は、加入者全員が負担。（※個人単位）
- 原則、特別徴収（公的年金からの天引き）により納付。ただし、年金の年額が18万円未満の方、または、介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超える場合は、納付書などで納めていただく普通徴収となる。

.....
次回例会予告

卓話 佐世保重工業 人事部診療所
THP心理相談員 高梨真由美 様
「メンタルコントロール」について

(今週の担当 金氏嘉一郎)

クラブ会報委員会

委員長 山下 尚登
副委員長 芹野 隆英

委員 黒木 政純・溝口 尚則
金氏嘉一郎・松尾 慶一